

別記 要味書

分限費社がその日息を滝沢俊徳川魚菊雄、両名に解雇した。は不出解雇であると思ふ日息は思ふ所したの各項を要する

元二項 即日要件後決を要する

元二項 一後決出書之時は解雇手以支給したる返り多未す

滝沢俊徳に對して

解雇手向 金七百圓由多未す或申す可也

川島菊雄に對して

解雇手向 金七百圓由多未す或申す可也

昭和六年三月三日

日新報執合北洋軍兵中決書

日新報執合北  
事務所設 大津市殿

第第一。一六第

昭和六年三月廿日 普規總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙蔵殿

社會局長宮吉田殿

各廳在縣長官殿

北洋軍兵中決書

日新報執合社會社労働爭議ニ關スル件 (第三報一解決)

「日本化學」

「百十百解雇者八會社社系ト會リシ覺書ニ支拂シ尚教師個人トシテ

金百圓ヲ支拂シ解決ス

「前報如ク承付者松(龍芳王)犯令ニ對シテ各個人ハ三條ノ外請中ニリ

標記爭議ハ本月十七日 出済解決スルハ狀況左記ノ通り